

(一社) 一般社団法人 品川青色申告会 会報

青色ニュース

12月号

〒140-0004 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館1F

Tel: 03-3474-7564(例) Fax: 03-3458-2616

《ホームページ》 <http://shinagawa-aoiro.gr.jp>

地域によって会報の配付が遅れる場合があります。
お手元に届くのが非常に遅い場合は、お手数ですが
ご連絡下さい。なお最新の会報はホームページから
閲覧可能です。(毎月上旬頃に更新されます)

ホームページの
QRコードです。

※先輩は4年連続で年末の挨拶(自己紹介)が出来ていません。今回で5回連続失敗です...

GO GO! あおいちゃん

年末調整の時期到来

給与に関する下期(7月~12月)の納付期限(特例適用者)は、
H30年1月22日(月)までとなりますが...



源泉サポートを受ける方は、1月10日(水)までにお願い致します。



マイナンバーの取扱いとは?

【1】従業員に等に対するマイナンバーの取得に関して

平成28年よりマイナンバー制度が導入されています。

税務・労務等の分野において、事業主は『給与や報酬の源泉徴収事務』『雇用保険に関する事務』等を行う場合に従業員や専従者等へマイナンバー(以下「番号」といいます)の提示を求める必要があります。

そこで今回は年末調整で必要となる『給与の源泉徴収事務』に関するマイナンバーの取扱いについて特集致します。

なお、皆様が従業員等に対して番号の提示を求める際の『個人番号の提示を依頼する文書』の文例をご用意しております。必要な方は(一社)品川青色申告会にお申し付け下さい。

【2】源泉徴収事務における『事業主』の番号について

- 1、【直接税務署、区役所等へ提出】...事業主の『番号確認』と『身元確認』の提示が必要。
- 2、【郵送で提出】...事業主の『番号確認』と『身元確認』の写しを同封する必要。
- 3、【(一社)品川青色申告会経由で提出する場合】

事業主の『番号確認』と『身元確認』の写し(コピー)をお持ち下さい。

(注)個人番号カードの写しの場合は両面をコピーして下さい。なお、マイナンバーの確認書類に関するコピーについては、トラブル防止等の安全管理措置の観点から当会でのコピーは一切お断りさせていただきます。ご了承ください。

2面へ続く

「生きる」を創る。

Aflac

アフラックの「医療保険」「がん保険」に
加入されている方へ朗報です!!

品川青色申告会では、アフラックの「がん保険」「医療保険」にご加入されている会員は、集団取扱に変更する事で保障内容はそのままに割安な保険料を適用できる可能性がございます。
手続き簡単!!詳しくは今月号に同封のチラシをご覧ください。

品川青色申告会の会員だと.....

保障内容そのまま → 集団取扱に変更!

毎月の保険料がお安くなる可能性が!



やるね!
品川
青色
申告
会

品川 葵(葵ちゃん): (一社)品川青色申告会期待のホープ。来年も活躍してくれるはずです!

品川 空(ソラちゃん):

【3】マイナンバーの提供を受ける場合 その①…『従業員』の本人確認について

従業員から番号の提供を受ける場合には、本人確認として、下記の『番号確認』と『身元確認』の書類が必要となります。
なお1面の【2】における書類も下記と同様になります。

『番号確認』に必要なもの	『身元確認』に必要なもの
・個人番号カード(マイナンバーカード) ※申請により交付される顔写真付きのプラスチック製のカードで、これ一つで【番号】と【身元】の確認が可能です。	
【いずれか1点】 ・通知カード(当初送られた紙のカード) ・マイナンバーが記載された住民票の写し、 又は、住民票記載事項証明書 など	【いずれか1点(有効期限内のもの)】 ・運転免許証 ・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード ・特別永住者カード など
例1:マイナンバーカード(番号+身元)で確認 例2:通知カード(番号)と運転免許証(身元)で確認	【上記の身元確認のものがない場合は原則として次のうちいずれか2点】 ・健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険証書 ・年金手帳 ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 など

【4】マイナンバーの提供を受ける場合 その②…『従業員の扶養親族』の本人確認について

年末調整を行うに際に従業員の配偶者や扶養者親族に関する番号も必要となりますが、各確認は従業員が行うことになります。

【5】その他マイナンバーを取り扱う際の注意事項

- 【取得】従業員から番号の提供を求めるにあたり、番号の利用目的を特定し、従業員に明示しなければなりません。
 【利用・提供】事業者は、源泉徴収票等に番号を記載して行政機関等に提出する場面でのみ、番号を利用・提供が出来ます。
 【保管・廃棄】特定の手続き書類の作成事務を翌年度以降も継続的に利用する必要がある場合に限り、番号を保管ができます。
 【安全管理措置】番号の漏えい等の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。
 また、従業員等に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

【6】(一社)品川青色申告会で源泉(年末調整)サポートを受ける場合の持ち物

お持ちいただく資料	注意事項	お持ちいただく資料	注意事項
【平成29年分の源泉徴収簿】	1～12月分給与・賞与の記入と集計、支給金額に誤りがないように、ご確認ください	【前勤務先の源泉徴収票】 ※中途採用者の場合	中途採用者がいる場合は、その方の前勤務先の源泉徴収票が必要となります。
【過年度の源泉徴収簿】 及び【納付書の控え】	過年度の過不足額の確認等確認の為に使用します。	【源泉税・納付書】	税務署より送付された源泉税納付書をご持参下さい。
【平成29年分の扶養控除等申告書及び保険料控除 兼 配偶者特別控除申告書】	受給者の住所、氏名・配偶者名・扶養者名それぞれの方の生年月日等、配偶者・扶養者に収入のある方は、その種類と年間収入金額の見込み額が必要となります。 ※平成25年1月より7年間の保存が明確化されました。 なお、従来と同様に税務署から提出を求められた際は提出する必要があります。	【総括表】	11月下旬頃、区役所より封書にて届く予定です。
		【事業主の印鑑】	認印でかまいません。
		【マイナンバー】 ※事業主	1面の【2】の提出方法に応じた事業主の番号提示(コピー等)が必要となります。
		【マイナンバー】 ※従業員及び専従者 並びにその扶養親族	従業員及び専従者並びにその扶養親族のマイナンバーがわかるもの(書類の提出は必要ありません)
年末調整に必要な 【各種控除証明書】	国民年金・国民年金基金・健康保険等・社会保険・生命保険・地震保険等・小規模企業共済等の年間支払金額のわかる証明書等をご持参下さい。	【還付先口座】 ※還付申請が必要な場合	年末調整の結果、翌年2月までに還付する事が困難な場合等には還付先(源泉徴収義務者(事業主)又は従業員本人)の口座番号が必要となります。なお、源泉徴収義務者に還付する場合は対象従業員の委任状が必要となります。

★出張サポートの日程は、6面をご確認下さい。

★危険度C……再来局確率25%!?★

- ・大規模修繕や車両の買換え等の特殊事情がある。
- ・不動産、事業以外の所得がある。
- ・不動産の貸付けにおいて入退出や貸付数が多い。

危険度Cでも余裕を持ってサポートを受けるんだヨ



私は事前に相談したからスムーズに行えたわ!



★危険度B…再来局確率50%!?★

- ・消費税の納税義務者で、簡易課税を選択している。
(区分等が出来ているケースでも、再来局の可能性あり)
- ・特殊な計算や集計が必要な方(医業の措置法差額や平均課税等)
- ・帳簿の健康診断に来ていない。
- ・特殊な資料の準備や計算書の作成が必要なケース。
(住宅ローン控除を初めて受ける方等)
- ・支払調書がある方(源泉対象の報酬が複数ある方等)

意外と手強いぞ

悔ってはいけません。
意外と手強いぞ。
チョットした不備でも
再来局確率が急上昇!!
やはり事前相談がポイント!



このケースは…例えば、暴走トラックが追ってくるくらい危険です!!
早めの対処(事務局へ相談等)が必須です。それでも回避出来るか…
油断していると一気にSSSランクに行く可能性あり!



決算・申告サポート開始まで残りわずかとなりました。
(一社)品川青色申告会では、皆さんの待ち時間を極力減らすために、一回のサポート時間を一時間とする『二時間ルール』を設けています。(昨年より強化する予定です!)

なお、円滑なサポートを職員一同心掛けますが、何より重要な事は、正しい決算・申告サポートを行うことだと考えております。特に特殊事情がある方等はお時間を頂き、再来局して頂く事もありますので、予めご了承下さい。
ご不明点等は電話でも構いませんのでお問合せ下さい。宜しくお願い致します。

再来局危険度はあくまでも目安です!
その方の状況により異なります。



★危険度A…再来局確率80%★

- ・年末調整や償却資産税等、他のサポートがある。
- ・消費税の納税義務者である。
- ・開業初年度、入会初年度である。
- ・過年度の決算書・申告書の控え(青いファイル)や帳簿等を忘れた方や紛失した方。
- ・6.5万円控除を考えているが、帳簿の健康診断に来ていない。
- ・土地や建物の売却等があるが、事前計算等の準備をしている。
(土地や建物の譲渡は、税務署等で事前計算が必要となります)
- ・毎年時間が掛かるが、何とか一回で終了している方…
一回につき一時間のサポートルールが強化されます!

★危険度S…残念再来局確定です★

- ・決算書の各項目や医療費の集計等、本人集計が必要な項目をしていない。
- ・現金残高がマイナス、通帳と預金出納帳が一致していない。
売掛や買掛の残高を確認していない等、帳簿の確認だけで時間が掛かる方(職員から宿題が出されます)
- ・土地や建物の売却等があるが、事前計算等の準備をしていない。
(土地や建物の譲渡は、税務署等で事前計算が必要となります)
- ・添付書類(各種控除証明書等)や印鑑を忘れた方等

★危険度SSS…期限後申告か!?★

再来局危険度を越えた危険です。
このレベルを例えるなら…
ヒーローの敗北を意味します。
アナタを助けてくれる様々な制度は期限後申告により失われてしまうのです……



- ・準備不足で資料請求等が間に合わない。
- ・職員が出す宿題をされてこない方…
- ・本人で行うべき最低限の処理をいつまでもされない方…
- ・期限間際に来て、直ぐには対処出来ない危険な間違いがある方…



期限内に誤りのない
申告を目指して

GOGO!

再来局危険度が高くても
最後まで諦めないで!
期限後申告の危険を
回避しましょう!
まずは事務局へ
ご相談を!



最悪の事態が発生か…4面の準備手順を確認後へGOGO!!

決算・申告の準備手順

所得税・決算書
作成の為に…



平成29年中に
資産の売買や大規模修繕など
特殊事情はありましたか？

あったよ

ご不明点は
事務局へ

解決！



ないよ

時間に余裕をもって
事務局へお越し下さい！
持ち物のご確認を！特に
【過年度の決算書・申告書
(青いファイル)】と
【印鑑】を 忘れずに！

細かい論点の
再確認を！
7面へGOGO!!



↑青いファイルです
中身を忘れずに！

ご不明点は
事務局へ

解決！



うん…

帳簿は万全ですか？ 最低限、
各科目毎の集計が必要です。
※先月号同封の『決算に当たつての
チェックシート』でご確認を！
※集計されていない方は、所得税・
決算サポートが受けられません！

予約のご確認を！

※今月号会報の5面
フローチャートをご参考に！

今月号同封の下書き用

『決算書・確定申告書』の
記入をお願いします。

※1月17日までに事務局へ
下書きをご持参頂く事で
本番当日のサポートが
大変スムーズに行えます。

バッチリ

消費税の申告義務はありますか？
※先月号同封の
『平成29年分・消費税の
申告義務判定フローチャート』で
ご確認を！

消費税の
申告義務なし

所得税・申告書
作成の為に…



各種証明書等がありますか？
※今月号同封の『確定申告
最終確認シート』を使い、
資料を揃えて下さい。
※資料が無い方は、所得税・
申告サポートが受けられ
ません。

揃ってるよ

解決！



ありませ〜ん

ご不明点は
事務局へ

消費税・申告書
作成の為に…



先月号同封の
『平成29年分・消費税の申告義務
判定フローチャート』の
②面『消費税内訳書作成のお願い』
③、④面『消費税内訳書』を使い
区分集計して下さい。
※集計されていない方は、消費税・
申告サポートが受けられません。

消費税の
申告義務あり

準備万端の方は仮決算・申告にご協力下さい！
本番のサポートがスムーズに行えます。
※詳細は9面をご覧ください！

仮決算

本番のサポート直前に必ず今月号同封の【確定申告最終確認シート】で最終チェックしましょう！

サポート本番

本番がスムーズに！

ゴール
下記の日程等もご確認下さい！
ご不明点はご連絡下さい。

新規ご入会者や前回予約をされなかった方等は、ご予約が必要です。

今月の会報に、予約して下さいと書かれた『決算サポート予約のお知らせ』が同封されています。

予約人数の都合上、当初のご予約日と異なる場合がございます。
必ずご確認下さい。

スタート

昨年(28年分)の決算・申告サポートをご利用されましたか？

いいえ

はい

いいえ

はい

今月の会報に、予約日が書かれた『決算サポート予約のお知らせ』が同封されていましたか？

★平成29年分の所得税申告期限は平成30年3月15日(木)です。

★平成29年分の消費税申告期限は平成30年4月2日(月)です。

決算・申告サポート期間

★1月20日(土)～3月15日(木)

予約を入れる場合…

予約期間	★2月1日(木)～3月12日(月) (日曜、祝祭日、土曜日の午後を除く)
予約日時	★月～金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～11時、午後1時～4時 ★土曜日(祝祭日を除く) 午前9時～11時

- ★予約時間の10分前には受付を終了して下さい。
- ★受付時間を過ぎますとキャンセル扱いになる場合がございますので、ご注意ください。
- ★予約のお申込み・ご変更等は事務局へ、お早めにご連絡下さい。

- ※3月15日(木)における決算書・申告書等の当会お預りは、午後2時までとさせて頂き、品川・荏原の両税務署へ提出致します。それ以降はご自身で直接提出願います。
- ※1月6日(土)～3月10日(土)までの土曜日は、午前中のみ営業致します。
- ※3月16日(金)からは通常営業となりますので、16日(金)以降の土曜日営業は、原則第一土曜日のみとなります。

サポート期間中の日程について…

1月20日(土)～1月31日(水)	予約不要です(来局順)
2月1日(木)～3月12日(月)	<u>予約制です</u>
3月13日(火)～3月15日(木)	予約不要です(来局順)
【上記日程におけるサポート受付時間】	
★月～金曜日(祝祭日を除く)……午前9時～11時 午後1時～4時	
★土曜日(祝祭日を除く)……午前9時～11時	

サポート期間後の日程について…

3月16日(金)～3月30日(金)	予約不要です(来局順)
【上記日程におけるサポート受付時間】	
★月～金曜日(日曜、祝祭日、土曜日を除く) ……午前9時～11時、午後1時～4時	

お忘れなく！

決算・申告サポートを受ける方は、過去3年分の決算書・申告書をお持ち下さい。
過年度の書類を青いファイルに入れて保存している方は、それをそのままお持ち下さい。
(新規入会者を除く)
なお、過年度の参考資料をお持ち頂けない方はサポートを行えない可能性がありますのでご注意ください。



青いファイル(過年度の申告書・決算書等)の中身を確認し、お持ち下さい。

決算・申告サポートの持ち物

年末調整・源泉税の納付はお早めに！

12月の最後に支払う給与又は賞与の支給前において年末調整を行います。
年末調整後の平成29年分の納付期限は、平成30年1月22日(月)までです。
※サポートを受ける方は1月10日(水)までにお願致します。
例年の通り、『年末調整出張サポート』を下記日程にて行う予定です。年末調整に関しては今月号の一面、二面を、ご覧下さい。
不明点等はお問い合わせ下さい。

開催日時	受付時間	会場
12月22日 (金)	午後5時30分 ～ 7時	大井第三地域センター 西大井4-1-8

- ★帳簿等(出納帳・経費帳・売上帳・売掛帳・仕入帳・買掛帳・振込・自動払い扱いに利用されている通帳又は写しなど)
- ★過去の決算書・確定申告書の控え(26年・27年・28年)
- ★健康保険・介護保険の29年中の支払金額がわかるもの
- ★国民年金の29年中の支払金額がわかる証明書
- ★国民年金基金・小規模企業共済・生命保険・地震保険・寄附金等の控除証明書等

- ★医療費の明細書(領収書、保険などから補てんされた金額のわかるもの(各自毎の集計も必要となります))
- ★専従者・従業員の源泉税台帳(所得税源泉徴収簿等)
- ★29年中に土地・建物・自動車・機械設備・工具器具備品等の売買(購入は10万円以上)、及び20万円以上の修繕がある方は、明細書・借入ローン明細書・領収書・契約書など詳細のわかる資料
- ★税金の引き落とし可能な銀行の預金通帳

- と届出印
- ★他に給与・公的年金等の収入がある方は、源泉徴収票
- ★保険金収入や配当金収入等その他の収入がある方はお問合せ下さい。
- ★マイナンバーに関する資料(詳細は来月号でお知らせする予定です)

その他詳細は今月号同封の最終確認シートをご確認ください。

平成29年分～所得税・消費税～ 決算・申告ポイント説明会

事業所得など一般の方 (事業所得の他に不動産所得のある方も含みます)

日 程	時 間
H30年1月15日(月)	午後1時30分～4時
H30年1月16日(火)	午後5時30分～8時

両日とも会場は【きゅりあん6F・大会議室】です。
ポイント説明会にご出席された方は、受講終了時に『決算・申告ポイント研修会受講証明書』を発行します！
⇒証明書を決算・申告サポート時にお持ちいただくと…

【紙提出の方は…】

- ・決算書に受講証明印を押印し税務署へ提出します。

【イータックスの方は…】

- ・データ上に表示し税務署へ提出します。

不動産所得のみの方

日 程	時 間
H30年1月15日(月)	午後5時30分～7時30分
H30年1月16日(火)	午後1時30分～3時30分

- ★正しい決算・申告を行って頂く為に、誤りやすい点・新しく変わった点を分かりやすく説明致します。
- ★個人事業者及び不動産所得者は、どなたでも参加する事ができます。お気軽に会場へお越し下さい。
- ★各日程の時間は、説明会の開始時間となります。
- ★受付は各開始時間の30分前からとなります。

【講 師】品川税務署担当官 他 【参加費】無 料

【会 場】きゅりあん6F大会議室

住所：品川区東大井5-18-1

電話：03(5479)4100

ポイント

先月及び今月号の会報に同封されている、各チェックシート等を参考に、下書き用決算書・申告書（今月号に同封）へ実際に数字を書いてご持参下さい。

下書き用決算書等は、事務局又は税務署にございます。

※ 下書きを1月17日までに持参頂く事で本番がスムーズに

※ 今月号同封の『確定申告最終確認シート』の確認をお願いします

※ 決算書・申告書は国税庁HPでもダウンロード可能です



【このようにして頂くべし、大変助かります】

★決算・申告サポート開始前日（1月19日）までに、事務局へ来局し、帳簿又は会計ソフトのチェックを受けて下さい。また、資産の買換え等、特殊事情があった方も事前に、お知らせ下さい。

【理由】

特に帳簿のチェックは重要です。サポート当日に誤りを見つけた場合、時間が掛かり、再来局して頂く可能性が高まります。

混雑していない時期に、来局頂く事で、職員のチェックがキメ細やかにでき、結果として決算・申告サポート時に素早く、かつ、誤りが無い申告が行えるからです。

【10万円控除の方は、これらの準備を！】

一 事業所得の方

【売上・仕入の集計】…売上と仕入に関して、月毎及び年間の合計を集計して下さい。

なお、年末における売掛（未収）・買掛（未払）分も考慮して集計します。

【棚卸資産の集計】…年末時点の各棚卸資産の数量を数えて下さい。あわせて最終仕入時の仕入れ単価が各棚卸資産毎に必要です。

【自家消費の集計】…お店の商品等を家族で使用した、食べた場合、一定金額（仕入金額又は売価×70%のいずれか多い金額）を売上とします。その為、自家消費した回数、数量等の把握が必要です。

（注）棚卸資産と自家消費売上は、税務調査等でもよく注目される項目の一つです。

正確に把握しましょう。一部例外はありますが、毎年同じ金額になる事は、通常ありません。

一 不動産所得の方

【収入の内訳】…賃借人の氏名、賃貸期間、賃貸料、礼金・更新料、保証金等の集計（年末における未収分を含めます）をします。

一 共通項目

【減価償却の準備】…10万円以上の事業用資産の購入又は20万円以上の修繕をした場合には、詳細が分かるものを準備して下さい。

【借入金利子の集計】…借入金の返済予定表で借入金利子（元本返済分は、経費計上できないので注意！）の年間分を集計して下さい。あわせて返済予定表もお持ち下さい。

【源泉徴収簿等の資金台帳の用意】…従業員の氏名、年齢、勤いた期間、給料・賞与の金額、源泉徴収税額の把握を！

【地代家賃の内訳】…店舗等を借りている方は、地代家賃の支払先の住所・氏名、賃料、礼金・更新料の把握が必要です。

【家事費集計】…自宅兼事務所等で使用されている建物、それに付随する水道光熱費やプライベートでも使用する携帯電話などの通信費等は、家事費集計が必要となります。

各項目毎の使用割合を把握して下さい。

【長期一括払い保険料等】…お問合せ下さい。

【その他の各経費項目】…経費を項目毎に区分し、年間の合計を集計して下さい。

【開業費の集計】…開業初年度の方は、開業前の費用を開業費として集計して下さい（資産の購入費や長期火災保険等は開業費には含めないで別に集計して下さい）

【これは、明かすべし！】

【これは、明かすべし！】

【これは、明かすべし！】

【現金】…現金の残高を追って下さい。現金残高に一度でもマイナスがあったら要注意！

※ここで言う現金とは、事業に係る現金を意味します。つまり、お店のレジにある釣銭や金庫にある実際の現金が、マイナスになることはありえません。実際の現金有り高と元帳の残高は一致していますか？

『元帳の残高は数十万円、実際の現金は、何時も釣銭として一万円だけ！』

このような方は、明らかに誤った記帳をしています。

※厳密には、他人振出小切手や郵便為替証書等も現金科目に含まれます。

【預金】…元帳の預金残高と実際の通帳記入されたものを比較しましょう。入力の際間違いに伴い異なる等は、問題ありませんが、原則として完全一致しないといけない項目となります。

【その他の科目】…マイナス残高が出ている所は誤っている可能性が大きい！

平成29年分確定申告・納付期限

所得税

現金納付の期限……………3月15日(木)

振替納税の期日……………4月20日(金)

延納分の期限※……………5月31日(木)

※1回目は本来の期限と同様

消費税

現金納付の期限……………4月 2日(月)

振替納税の期日……………4月25日(水)

【最後の注意】

【期限後申告の弊害】

期限後に申告をすると、65万円控除を適用する事が出来ず、10万円控除になってしまいます。さらに延滞税等の対象になるだけでなく、振替納税や延納の制度等も使う事が出来ません。

【持ち物】

6面の記事、先月号及び今月号同封の各種チェックシートを参考にして下さい。

【記帳や準備で困った時は】

まずは、お電話でも構いません！お気軽にお問合せ下さい。

※1月20日以降は、大変繋がり難くなり、直ぐに回答出来ない場合がございます。

今回より税務署から確定申告用紙の送付に 代え、お知らせハガキ又は封筒が届きます!!



今回から全員確定申告用紙が原則届かなくなるのよ!

えっ!! イータックスをしなくても
確定申告書の用紙が届かないの!?

そ、そんなあ〜確定申告の下書きは
どうすれば…(泣) 誰か助けてくれ!!



大丈夫よ、 安心して!

下書き用紙が今回の
会報に同封されているわ!!



「確定申告のお知らせ」 送付について

国税庁が、電子申告によるペーパーレス化を推奨しているため、毎年、電子申告でなく書面で確定申告書を提出されていた方にも、平成29年分の確定申告から、確定申告書に代え、「確定申告のお知らせ(下記参照)」が送付されます。したがって、確定申告書のほか青色申告決算書や収支内訳書等が送付されませんので、今月号の会

報に同封されている下書き用紙をご利用頂くか、国税庁ホームページから様式をダウンロードするなどの対応をお願いします。
なお、用紙類については、1月以降に税務署窓口や(一社)品川青色申告会において備え付ける予定です。そのうち「利用下さい」とは、「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の受付期間や納期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報を記載しているハガキ又は通知書をいいます。

確定申告のお知らせについて

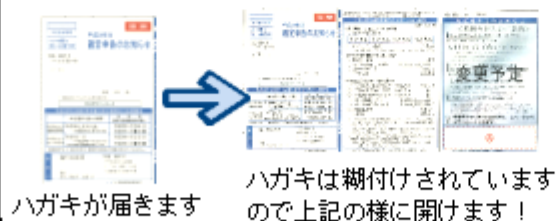
【例 外】

平成29年新規開業者等に関しては、確定申告のお知らせではなく、今回のみ確定申告書が送られてくる予定です。
(1月20日以降順次発送予定)

【原 則】

左記以外の会員の方は
「確定申告のお知らせ」が
1月20日以降順次発送予定

振替納税登録済みの方



振替納税未登録の方



平成29年分「確定申告のお知らせ」等は、来年1月20日以降に順次発送予定です。こちらの案内がなくても決算・申告サポートを行えますが、**お持ちいただく事によりスムーズにサポートが受けられますので、ご持参下さい。**

※1月中にサポートを受ける方は、お知らせが間に合わない可能性がございますが、サポートは受けられますのでご安心下さい。
※発送予定日は10月末時点での予定となり、前後する可能性がございます。

事務局からのお願い

毎年の確定申告期につきまして会員の皆様にお待ち頂く時間を少しでも減らし、ご迷惑が掛からないよう検討致しました。



お願いします

今月号の会報に同封の下書き用決算書・確定申告書をご活用下さい！
そ・こ・で・事務局からのお願いです！！

《お願い①：仮決算・申告のお願い》

今月号に同封の「下書き用決算書・確定申告書」へ平成29年分の売上や各種経費等の集計結果を記入し、仮決算・申告を行いませんか？下書き用紙を平成29年1月17日(水)までに事務局へお持ち頂き提出頂く事で、本番当日はデータが入力されている状態でサポートが開始出来ます！

大変スムーズにサポートが行え、時間も大幅に短縮！
なお、下書きの記載項目は確定している数字の項目のみで構いません！

1人でも多くの提出をお願い致します。

【ポイント】

確定していない項目や変動があった項目は本番当日に修正可能！

《お願い②：事前相談のお願い》

下書き用決算書・確定申告書の作成(仮決算・申告)にあたり、疑問点や不明点がある方は、事務局まで来局、自習室のご利用及び電話でのご相談等、積極的なご利用をお願いします。

【例えば…】

- ★車を買って替えたんだけど…記帳方法は？
- ★11月分の家賃が店子からもらえないんだけど？
- ★今年の減価償却はいくら計上？
- ★金額が大きい修繕をしたんだけど？ 等々

会計ソフトを利用されている方はもちろん、不動産所得のみの方でも、1人でも多くの事前相談をお願い致します。

時間が無いのだから！
事前相談は必要ない



特殊論点はサポートに時間が掛かりますよ…事前相談を！

《お願い③：1時間ルール of お願い》

2月1日～3月10日までの期間における決算・申告サポートは完全予約制となります。その際のサポート時間は1人1時間です。今年度はこの1時間ルールを徹底致します。徹底する事により従来よりも正確な予約時間でお呼びする事が可能です。

なお、サポート時間が1時間を過ぎた方は、次回の予約を取って頂きます。1回で提出ができるよう事前相談、仮決算・申告の提出をお願い致します。

フミ(仮)
ベテランの私に
仮決算は必要ない



い、嫌だっ!!
今日で終わらせ
たいんですけど



スムーズな確定申告期の運営にあたり、事務局職員の更なる向上は当然ですが、会員の皆様の御協力が必要不可欠です。ご理解ご協力の程宜しくお願い致します。



一時間過ぎたら強制終了!?
仮決算・申告、事前相談にご協力を！

仮決算・申告をしないと、当日時間が掛かりますよ…1月17日までに下書きをお持ち下さい！

皆さんこんにちは。今回の会報は、年末調整や決算・申告の特集号となりますので、ボリュームが大変多く、見ただけで嫌になるかと思えます。(担当者の私が見直しても嫌になるくらいでした)ただ、大切な内容ばかりとなりますので、必ず一読頂きたいと思えます。ご不明点等は遠慮せず、お問い合わせ下さい。

さて、皆さんは年末と言えは何を想像しますか？私は何と言っても忘年会です。この時期はお酒の席が多くなりますので、注意が必要です。

私はお酒がそんなに強くないのに量を飲んでしまうので、ついつい電車を乗り過ぎる事が多く、常日頃から反省しております。

自分で体調管理するのは、意外と難しいものです。

皆さんもご存知の通り、健康保険制度が厳しい状況になっています。その理由として、高齢化の進展や医療技術の高度化、生活習慣病の増加に伴い医療費の増加が続いている背景があります。その他にも収納率低下等の様々な問題から、大変厳しい財政運営を強いられていると言われているのです。そのような状況から、国民健康保険料の年間上限額が2年ぶりに引き上げになるようです。

このままでは国民皆保険制度の維持が難しくなるそうです。一体どのようにすれば改善できるのでしょうか…そこで、この問題の解決策の一つとして税制にも影響がありました。それが医療費控除の特例【セルフメディケーション税制】です。

この制度は、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(健康診断や予防注射等)を行う個人が、スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)の購入費用について所得控除が適用されます。(従来の医療費控除との選択)この制度については色々賛否もあるようですが…少しでも問題解決へ進んで欲しいです。【事務局 津留】

よろず発信★
リターンズ

17回目



意外と見落としがち!?消費税・改正項目

- ①消費税課税事業者。
 ②原則課税を適用。
 ③平成28年4月1日以後に一の取引単位につき、税抜1千万円以上の高額特定資産【棚卸資産(販売用の土地等を含む)又は調整対象固定資産(業務に係る建物や機械等で土地等を除く)]を取得等した。
 ★上記全てに該当する方は、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用が改正により一定期間行えません。
 ご注意下さい。

消費税・軽減税率対策補助金の期限延長

消費税の軽減税率制度(複数税率)は、平成31年10月1日から実施されます。その為、複数税率への対応が必要となる小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入等を行うにあたり、その経費の一部を補助する制度が設けられていますが、補助金の期限に関する取扱いが下記の通り延長されることになりました。

(現行)平成30年1月31日までに事業完了(変更後)平成31年9月30日までに事業完了
 なお、申請受付期限については、上記の事業完了期限に合わせて設定され、具体的な時期については、軽減税率対策補助金事務局および中小企業庁ホームページにおいて公表されます。

ご注意ください!消費税の申告が必要な方へ

平成30年分から簡易課税制度を【選択したい】又は【選択をやめたい】方は、平成29年中に届出が必要です!

- ★消費税の確定申告が必要か不
要かの判定等は、**先月号に同封の「平成29年分・消費税の申告義務判定フローチャート」**で確認下さい。
- ★消費税の計算方法は、
『一般(原則)課税』と
『簡易課税』の2つの計算
方法があります。
- ★計算方法の選択により納付
税額が変化します。
どちらの方法が有利かは、
その方の状況で異なります。
- ★『簡易課税』の選択は、
「適用を開始しようとする
年の前年末日までに選択
の届出が必要です」
- ★『簡易課税』は、一度選択
すると、その効力が毎年継
続します。
その為、適用をやめるには、
「適用をやめようとする年の
前年末日までに提出する
必要があります」
- ★計算方法の選択は定期的な
経営計画と見直しが必要!
★簡易課税における金融業、
保険業や不動産業の業種区
分が改正(注)されています
ので、ご注意ください。
※個人の方は、原則として
平成28年分より業種区分の
改正がされています。
(課税期間の特例選択適用者、
経過措置の適用者を除く)
★平成29年に相続があったため、
初めて申告が必要になった方
等は、年内に届出をする事で
平成29年分より簡易課税の選
択が可能となります。
なお、被相続人が簡易課税を
選択していたり、相続人は別
途『簡易課税制度選択届出書』
を提出する必要はありません。
- ★簡易課税の選択や選択の取り
やめは、その方の状況により
一定の制限期間があります。
ご不明点や詳細は、所轄税務
署又は品川青色申告会へお尋
ね下さい。
- ★消費税の納税義務者の方は、
計算方法の見直しを定期的に
行いましょう。
年末までにご来局を!

(注)改正前と比較し納税額が20~25%程度の増加(その方の業種割合により異なる場合あり)が予想されますので、納税資金にご注意下さい。

転居・廃業された方へ

「転居された方など」

①品川青色申告会の登録情報を変更し
ますので、お早めにご連絡下さい。

※共済や保険にご加入の方は、変更手
続きがされていませんと、請求時等に
お時間を要する場合があります。

※お引越先が遠隔地でも品川青色
申告会に継続して所属することが出来
ます。なお最寄りの青色申告会へ異動
を希望の方はお申し付け下さい。

②税務署へ届出書の提出が必要です。
※事務局にて各種届出書作成のサポ
ートを行っております。印鑑をお持ち下
さい。

「廃業された方など」
廃業された方でも、その年に事業所
得等がある場合は原則として通常通り
確定申告をする必要があります。詳細
はお問い合わせ下さい。

営業日・ご来局について

「土曜日営業について」

★6月~12月までの第一土曜日(祝祭
日を除く)に関しては、通常営業致
します。

「ご来局について」

下記日程は対応できる職員が少なく
長時間お待ち頂く可能性があります。
御用がある方は、なるべく他の日に
ご来局下さい。対応できる職員が少な
い日は、フェイスブックでもお知ら
せています!

定期的に「確認下さい」。

事務局からお知らせ

4月~12月の受付時間

【会費の支払、書類の受取り等】【記帳相談・各種手続き等】

午前... 9:00~12:00
午後... 13:00~17:00

午前... 9:00~11:00
午後... 13:00~16:00

下記日程は対応出来る職員数が少ない日となります。

【12月に関して】

5日(火)~8日(金)、12日(火)、13日(水)
15日(金)、21日(木)~22日(金)、28日(木)

力を合わせて決算・申告に
立ち向かえ!

2018年も(一社)品川青色申告会へお任せ!よいお年をお迎えください

: 葵ちゃんの妹。姉とは仲良しな、しっかり者。来年は出番が増えるはず!?



先輩: 葵ちゃんのお教育係。来年こそ自己紹介を...

駐車場について

自動車でのご来局の場合は、近隣の
有料駐車場をご利用下さい。
近隣の有料駐車場は満車である事が
多いので、交通機関や自転車などでの
ご来局をお願い致します。

年末年始の営業

~年内業務の受付~
・指導等...12/27(水)午後4時まで
・会費納入等...12/28(木)正午まで
~年始業務の受付~
・H30年1/5(金)午前9時より通常業務